



# 山形県公報

平成19年1月30日(火)  
第1811号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

|                                           |                 |
|-------------------------------------------|-----------------|
| 山形県県税規則の一部を改正する規則.....                    | ( 税 政 課 ) ...67 |
| 山形県農村地域工業等導入地区県税課税免除条例施行規則の一部を改正する規則..... | ( 同 ) ...77     |
| 山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例施行規則の一部を改正する規則.....    | ( 同 ) ...同      |

### 告 示

|                                  |                      |
|----------------------------------|----------------------|
| 一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請.....          | ( 循環型社会推進課 ) ...78   |
| 産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請.....          | ( 同 ) ...同           |
| 産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請.....          | ( 同 ) ...79          |
| 救急病院等の告示.....                    | ( 健康福祉企画課 ) ...80    |
| 県営土地改良事業に係る換地計画の決定.....          | ( 最上総合支庁農村整備課 ) ...同 |
| 河川区域の指定.....                     | ( 河川砂防課 ) ...同       |
| 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程..... | ( 出 納 局 ) ...同       |

### 企 業 局 関 係

#### 規 程

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| 山形県企業局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程..... | 82 |
|-----------------------------------|----|

### 公 告

|                                                     |                       |
|-----------------------------------------------------|-----------------------|
| 特定非営利活動法人の設立の認証の申請.....                             | ( 置賜総合支庁企画振興課 ) ...87 |
| 一般競争入札の公告.....                                      | ( 情報企画課 ) ...同        |
| 耐震改修促進計画の公表.....                                    | ( 建築住宅課 ) ...88       |
| 平成19年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する<br>公告..... | ( 出 納 局 ) ...同        |
| 特定調達契約に係る落札者の公告.....                                | ( 公安委員会 ) ...89       |

### 正 誤

## 規 則

山形県県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年1月30日

山形県知事 齋 藤 弘

#### 山形県規則第6号

##### 山形県県税規則の一部を改正する規則

山形県県税規則(昭和29年6月県規則第42号)の一部を次のように改正する。

第24条の3及び第24条の4第1項第2号中「附則第12条の4第1項」を「附則第12条の4」に改める。

第41条の15第1号の表中「非進行性脳病変」を「非進行性の脳病変」に、「小腸の機能障害」を「小腸機能障害」に改め、同条第2号の表中「小腸の機能障害」を「小腸機能障害」に改め、同条第4号中「(通院医療費の公費負

担番号が記載されているものに限る。)」を削る。

第41条の18第2項中「第58条」を「第58条第1項」に改め、「(次条第1項において「自動車検査証」という。)」を削る。

第41条の19第1項第3号中「第20条第1号」を「第80条第1号」に改め、同項第6号中「第7条第8号」を「第21条第8号」に改め、同条第2項中「第7条第1号」を「第21条第1号」に改める。

附則第11項中「おける公定歩合」を「おける日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率」に、「当該公定歩合」を「当該商業手形の基準割引率」に改める。

別表1通則及び賦課徴収の項中「自動車税過誤納金還付通知書」を「自動車税過誤納金還付・過誤納金還付兼賦課取消・減額通知書」に、「及び第13条第1項」を「、第6条第1項及び第13条第1項」に改め、同表2県民税の項中「第71条の14第4項」を「第71条の14第5項」に、「第71条の35第5項」を「第71条の35第6項」に、「第71条の55第5項」を「第71条の55第6項」に改め、同表3事業税の項中「第72条の46第4項」を「第72条の46第5項」に改め、同表10軽油引取税の項中「第700条の33第4項及び」を「第700条の33第5項及び」に、「第13条、法第700条の33第4項」を「第13条及び法第700条の33第5項」に改める。

別記第11号様式から別記第11号の4様式まで及び別記第11号の6様式中

|           |
|-----------|
| 取 り ま と め |
| 郵 便 局     |
| 山形県       |
| 何         |
| 郵便局       |
| (郵便番号)    |

を

」

|           |
|-----------|
| 取 り ま と め |
| 機 関       |
| (郵便番号)    |

に改める。

」

別記第14号の2様式中

「 なお、当初の賦課額をまだ納めていない場合は、取消・減額後の賦課額(未納額)を速やかに納めてください。 を

この処分について不服がある場合の救済方法については裏面をご覧ください。 」

「 取消・減額後の賦課額(未納額)を速やかに納めてください。 」

この処分について不服がある場合の救済方法については裏面をご覧ください。 」に改め、同様式の

注書中「あらかじめ納付したことが確認できる」を「当初の賦課額のすべてを取消・減額した」に改め、「なお、当初の賦課額をまだ納めていない場合は、」を削る。

別記第61号の2様式(表)を次のように改める。

## 第61号の2様式

(表)

|                                                                                   |             |                     |                 |     |
|-----------------------------------------------------------------------------------|-------------|---------------------|-----------------|-----|
| 通 知 年 月 日                                                                         |             | 通 知 書 番 号           |                 |     |
| 年度                                                                                |             | 一 般 会 計             | 山 形 県 税         |     |
| 自 動 車 税 過 誤 納 金 還 付 通 知 書<br>過誤納金還付兼賦課取消・減額                                       |             |                     |                 |     |
| 納 税 者<br>住（居）所又は所在地<br>氏名又は名称<br><br>様                                            |             |                     |                 |     |
| 還 付 金 額<br>(差引過誤納金額 - 充当額)                                                        | 円           |                     |                 |     |
| 登 録 番 号                                                                           |             |                     |                 |     |
| 取 消 ・ 減 額 の 内 訳                                                                   |             |                     |                 |     |
| 区 分                                                                               | 当 初 の 賦 課 額 | 取 消 ・ 減 額 後 の 賦 課 額 | 取 消 ・ 減 額 し た 額 |     |
| 課 税 月 数                                                                           |             |                     |                 |     |
| 税 額                                                                               | 円           | 円                   | 円               |     |
| 取 消 ・ 減 額 の 事 由 、 発 生 年 月 日                                                       |             |                     |                 |     |
| 過 誤 納 金 の 内 訳                                                                     |             |                     |                 |     |
| 年 度                                                                               | 既 納 付 額     | 正 当 納 付 額           | 差 引 過 誤 納 金 額   | 摘 要 |
| 本 税                                                                               | 円           | 円                   | 円               |     |
| 延 滞 金                                                                             | 円           | 円                   | 円               |     |
| 収 納 年 月 日                                                                         | 年 月 日       |                     |                 |     |
| 充 当 内 訳                                                                           |             |                     |                 |     |
| 充 当 科 目                                                                           | 充 当 年 月 日   | 充 当 額               |                 |     |
| 自 動 車 税                                                                           |             | 円                   |                 |     |
| 現 金 支 払 場 所                                                                       |             |                     |                 |     |
| 上記のとおり納め過ぎとなりました税金等をお返しします。<br>この処分に不服がある場合の救済方法については、裏面をご覧ください。<br>山形県自動車税事務所長 印 |             |                     |                 |     |

(注) 1 過誤納金等を口座振替の方法によつて還付する場合は、この様式中

「現金支払場所」とあるのは、「振込先金融機関名  
口座番号」と書き換えるものとする。

2 当初の賦課額を取消・減額した場合は、この様式中「上記のとおり納め過ぎとなりました税金等をお返しします」とあるのは、「上記のとおり取消・減額したので、納め過ぎとなりました税金等をお返し

します」と書き換えるものとする。

別記第89号様式中

|          |
|----------|
| 取りまとめ郵便局 |
| 山 形 県    |
| 何        |
| 郵便局      |
| (郵便番号)   |

を

|         |
|---------|
| 取りまとめ機関 |
| (郵便番号)  |

に改める。

別記第91号様式及び別記第92号様式を次のように改める。

第91号様式

受付印

年度個人県民税滞納状況報告書( 年5月31日現在)

山形県何路合支庁長 殿

年 月 日

市 町 長 氏 名 図  
村

山形県県民税滞納業務3項の規定によって下記のとおり報告します。

| 区分        | 滞納額 |    | 左 の 内 容 |    |         |    |      |    |      |    | 備 考 |      |    |     |    |   |  |
|-----------|-----|----|---------|----|---------|----|------|----|------|----|-----|------|----|-----|----|---|--|
|           | 額   | 件数 | 財産差押    |    | 滞納処分の停止 |    | 徴収猶予 |    | 徴収廃止 |    |     | 交付要求 |    | その他 |    |   |  |
|           |     |    | 税額      | 件数 | 税額      | 件数 | 税額   | 件数 | 税額   | 件数 |     | 税額   | 件数 | 税額  | 件数 |   |  |
| 滞納年度      | 円   | 件  | 円       | 件  | 円       | 件  | 円    | 件  | 円    | 件  | 円   | 件    | 円  | 件   | 円  | 件 |  |
| 規 年 滞 納 分 |     |    |         |    |         |    |      |    |      |    |     |      |    |     |    |   |  |
| 滞 納 差 押 分 |     |    |         |    |         |    |      |    |      |    |     |      |    |     |    |   |  |

- (注) 1 「滞納額」の欄には、個人の県民税の滞納額を記載するものであるが、個人の市町村民税と個人の県民税を区分することが困難な場合は、個人の市町村民税を含めて記載してください。この場合においては、「備考」の欄にその旨記載してください。
- 2 「件数」は、年度ごとに1の滞納者をそれぞれ1件として記載してください。
- 3 1件の滞納額につき2以上の処分がなされているものについては、左から順次該当させて、重複しないように記載してください。ただし、「財産差押」の欄には、差押猶予又は徴収猶予に係る財産差押は含めないでください。

第18号様式

(表)

受付印

| 年度個人県民税徴収取扱費計算書                                                 |                   | 年 月 日 から<br>年 月 日 まで |                              |    |     |
|-----------------------------------------------------------------|-------------------|----------------------|------------------------------|----|-----|
| 山形県何総合支庁長 殿                                                     |                   | 年 月 日                |                              |    |     |
| 何 市町村長 氏 名 図                                                    |                   |                      |                              |    |     |
| <p>県民税徴収取扱費を下記のとおり計算しましたので、山形県県税条例第40条第2項の規定によりこの計算書を送付します。</p> |                   |                      |                              |    |     |
| 区                                                               | 分                 | 計算の基礎                | 率                            | 金額 | 備 考 |
| 各年度において課税決定をされた個人<br>の県民税の納税義務者の数                               | 最終報告              | 人                    | 算定の基礎となる金額<br>円              | 円  |     |
|                                                                 | 当初報告              |                      | 算定の基礎となる金額を<br>2で除して得た額<br>円 |    |     |
|                                                                 | 交付額               |                      |                              |    |     |
| 県に払い込んだ額                                                        | 平成18年度<br>〔以前課税分〕 | 円                    | $\frac{1}{100}$              | 円  |     |
| 市町村が支出した                                                        | 過料納金額             |                      | あん分率<br>0.                   |    |     |
|                                                                 | 還付加算金額            |                      |                              |    |     |
|                                                                 | 前納報奨金額            |                      |                              |    |     |
| 山形県県税条例第35条の2の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除することができなかつた金額           |                   |                      |                              |    |     |
| 合 計                                                             |                   |                      |                              |    |     |

## (基)

## 記載上の注意

- 1 「各年度において断断決定をされた個人の県民税の納税滞り等の項の「金額」の項の「交付額」の項の「金額」の欄には、10月に送付する場合には「当初報告」の項の「金額」の欄に記載した金額を記載し、4月に送付する場合には「最終報告」の項の「金額」の欄に記載した金額から「当初報告」の項の「金額」の欄に記載した金額を控除して得た金額を記載してください。この場合において、「当初報告」の項の「計算の基礎」の項の「計算の基礎」の欄には9月分の個人県民税徴収状況報告書に記載された納税滞り等の項の「最終報告」の項の「計算の基礎」の欄に記載された納税滞り等の項の「計算の基礎」の欄に記載してください。
- 2 「各年度において断断決定をされた個人の県民税の納税滞り等の項の「最終報告」の項の「最終報告」の欄には、地方税法施行令第3条の3に規定する算定の基礎となる金額を、「当初報告」の欄の「最終報告」の項の「最終報告」の欄に記載して得た額を2で除して得た額を記載してください。
- 3 「市町村が支出した過納税金額」の項の「計算の基礎」の欄には、市町村が徴収した市町村民税及び県民税に係る過納税金額のうち、繰出還付に係るものを記載してください。
- 4 「市町村が支出した還付加算金額」の項の「計算の基礎」の欄には、市町村が徴収した市町村民税及び県民税に係る過納税金額に係る還付加算金額を記載してください。
- 5 「市町村が支出した前納税金額」の項の「計算の基礎」の欄には、地方税法第22条第2項の規定により支出した前納税金額を記載してください。
- 6 「税率」の欄の「あん分率」は、地方税法施行令第3条の3に規定するあん分率を記載してください。この場合、あん分率は1円未満の端数を計算されるべき位までの数値を算出できるように求めてください。
- 7 「市町村が支出した山形県県民税例第3条の2の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除することのできなかつた金額」の欄には、個人の県民税に係る配当割額の控除額を個人の県民税所得割額から差し引いた金額を記載してください。

別記第93号様式（表）中

「 納 税 通 知 書 等 の 発 付 枚 数 を

「 納 税 義 務 者 の 数 に、

|                        |   |   |   |   |
|------------------------|---|---|---|---|
| 納 税 通 知 書              | 枚 | 枚 | 枚 | を |
| 特 別 徴 収 税<br>額 の 通 知 書 |   |   |   |   |
| 更 正 ・ 決 定<br>通 知 書     |   |   |   |   |
| 計                      |   |   |   |   |

|             |   |   |   |
|-------------|---|---|---|
| 普 通 徴 収 の 数 | 人 | 人 | 人 |
|             | 円 | 円 | 円 |
| 特 別 徴 収 の 数 |   |   |   |
| 計           |   |   |   |

に改め、同様式（裏）の記載上の注意第5項に後段

として次のように加える。

なお、3月分の滞納繰越分について不納欠損があつた場合は、別表2の「本税」の項の「不納欠損額」の欄の内訳として個人県民税の本税の不納欠損額内訳書（別表4）を添付してください。

別記第93号様式（裏）の記載上の注意に次の1項を加える。

8 「滞納繰越分」の項に平成18年度までに課税した分が含まれる場合は、個人県民税の特例計算内訳書（別表5）を添付してください。

別記第93号様式別表3の次に次の2表を加える。



第98号様式別添4

個人県民税の本税の不納欠額額内家数

| 区分  | 不納欠額 | 滞納処分停止により期間満了したもの(地方税法第15条の7第1項第1号) |                         |                         |                      | 滞納処分停止により期間満了したもの(地方税法第15条の7第4項) |   | 滞納処分の停止による期間満了前に消滅させたもの(地方税法第15条の7第5項) | 時効完成したもの(地方税法第18条第1項) | うち滞納処分の停止を行ったもの |
|-----|------|-------------------------------------|-------------------------|-------------------------|----------------------|----------------------------------|---|----------------------------------------|-----------------------|-----------------|
|     |      | 地方税法第15条の7第1項第1号<br>当 該             | 地方税法第15条の7第1項第2号<br>当 該 | 地方税法第15条の7第1項第3号<br>当 該 | 地方税法第15条の7第4項<br>小 計 | 件                                | 件 |                                        |                       |                 |
| 件 数 | 件    | 件                                   | 件                       | 件                       | 件                    | 件                                | 件 | 件                                      | 件                     | 件               |
| 金 額 | 円    | 円                                   | 円                       | 円                       | 円                    | 円                                | 円 | 円                                      | 円                     | 円               |

(注) 「不納欠額」の欄には、個人県民税滞納総額増減、不納欠額額内家数(別添2)の「本税」の項の「計」の項の「不納欠額」の欄の「件数」の欄に記載された件数及び「本税」の項の「県民税」の項の「不納欠額」の欄の「金額」の欄に記載された金額を記載してください。

第39号様式別表5

個人県民税の特例計算内訳書(年度 年 月分)

| 区 分              | 額 定 額                                                    |            |                | 収 入 済 額          |            |                | 不納欠額<br>(ウ) | 収入未済額<br>(ア)-(イ)-(イ)<br>(エ) | 県 民 税            |            |                  |            |                |                               |
|------------------|----------------------------------------------------------|------------|----------------|------------------|------------|----------------|-------------|-----------------------------|------------------|------------|------------------|------------|----------------|-------------------------------|
|                  | 前月まで<br>の累計<br>円                                         | 本 月 中<br>円 | 本 月 計 (ア)<br>円 | 前月まで<br>の累計<br>円 | 本 月 中<br>円 | 本 月 計 (イ)<br>円 |             |                             | 払 込 済 額          |            | 前月まで<br>の累計<br>円 | 本 月 中<br>円 | 本 月 計 (オ)<br>円 | 会社管理費等<br>額又は過払込額<br>△(オ)-(オ) |
|                  |                                                          |            |                |                  |            |                |             |                             | 前月まで<br>の累計<br>円 | 本 月 中<br>円 |                  |            |                |                               |
| 本 税              | 県 民 税                                                    |            |                |                  |            |                |             |                             |                  |            |                  |            |                |                               |
|                  | 市町村民税                                                    |            |                |                  |            |                |             |                             |                  |            |                  |            |                |                               |
|                  | 計                                                        |            |                |                  |            |                |             |                             |                  |            |                  |            |                |                               |
| 延 滞 金            | 県 民 税                                                    |            |                |                  |            |                |             |                             |                  |            |                  |            |                |                               |
|                  | 市町村民税                                                    |            |                |                  |            |                |             |                             |                  |            |                  |            |                |                               |
|                  | 計                                                        |            |                |                  |            |                |             |                             |                  |            |                  |            |                |                               |
| 過 少 申 告<br>加 算 金 | 県 民 税                                                    |            |                |                  |            |                |             |                             |                  |            |                  |            |                |                               |
|                  | 市町村民税                                                    |            |                |                  |            |                |             |                             |                  |            |                  |            |                |                               |
|                  | 計                                                        |            |                |                  |            |                |             |                             |                  |            |                  |            |                |                               |
| 不 申 告<br>加 算 金   | 県 民 税                                                    |            |                |                  |            |                |             |                             |                  |            |                  |            |                |                               |
|                  | 市町村民税                                                    |            |                |                  |            |                |             |                             |                  |            |                  |            |                |                               |
|                  | 計                                                        |            |                |                  |            |                |             |                             |                  |            |                  |            |                |                               |
| 重 加 算 金          | 県 民 税                                                    |            |                |                  |            |                |             |                             |                  |            |                  |            |                |                               |
|                  | 市町村民税                                                    |            |                |                  |            |                |             |                             |                  |            |                  |            |                |                               |
|                  | 計                                                        |            |                |                  |            |                |             |                             |                  |            |                  |            |                |                               |
| 備 考              | 平成19年度おん分率：0.<br>平成19年度おん分率の基礎となる県民税 円<br>市町村民税 円<br>計 円 |            |                |                  |            |                |             |                             |                  |            |                  |            |                |                               |

(注) 平成19年4月から平成24年3月までの各月において地方税法第42条第3項の規定によつて都道府県に払い込むべき個人住民税に係る徴収金に際しては、平成19年度までの課税額を記入してください。

別記第97号様式中  

|                 |
|-----------------|
| 資 本 又 は 出 資 金 額 |
| 資 本 積 立 金       |

 を  

|              |
|--------------|
| 資本金の額又は出資金の額 |
| 資 本 金 等 の 額  |

 に、

「



」を「



」に改める。

別記第98号の3様式（裏）の注書第2項、別記第98号の4様式（裏）の注書第2項及び別記第98号の5様式（裏）の注書第1項中「2：15パーセント」を「2：15パーセント、3：15パーセント+5パーセント、4：20パーセント」に改める。

別記第99号様式中  

|        |             |   |
|--------|-------------|---|
| 資本等の金額 | 資 本 の 金 額   | 円 |
|        | 又 は 出 資 金 額 | 円 |
|        | 資 本 積 立 金 額 | 円 |
| 合 計 額  |             | 円 |

 を  

|               |   |
|---------------|---|
| 資 本 金 の 額     | 円 |
| 又 は 出 資 金 の 額 | 円 |
| 資 本 金 等 の 額   | 円 |

 に改める。

別記第164号様式（表）の注書第5項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記第11号様式から別記第11号の4様式まで、別記第11号の6様式及び別記第89号様式の改正規定は平成19年2月1日から、別記第91号様式及び別記第92号様式の改正規定（別記第92号様式に係る部分に限る。）並びに別記第93号様式の改正規定は同年4月1日から施行する。  
（様式に関する経過措置）
- 2 改正前の山形県県税規則により作成した用紙で改正後の山形県県税規則に相当規定のあるものは、当分の間使用することができる。

山形県農村地域工業等導入地区県税課税免除条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 1月30日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第7号

山形県農村地域工業等導入地区県税課税免除条例施行規則の一部を改正する規則

山形県農村地域工業等導入地区県税課税免除条例施行規則（昭和47年4月県規則第27号）の一部を次のように改正する。

別記様式第2号中「資本又は出資の金額」を「資本金の額又は出資金の額」に改め、同様式の注書第9項中「（県民税、事業税の中間・確定申告書）」を削り、同注書第11項中「（県民税、事業税の中間・確定申告書）」を「地方税法施行規則第6号様式」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
（様式に関する経過措置）
- 2 改正前の山形県農村地域工業等導入地区県税課税免除条例施行規則により作成した用紙は、当分の間使用することができる。

山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 1月30日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第8号

山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例施行規則の一部を改正する規則

山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例施行規則（平成12年 7月県規則第110号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 2 号中「資本又は出資の金額」を「資本金の額又は出資金の額」に改め、同様式の注書第 7 項及び第 9 項中「( 県民税、事業税の中間・確定申告書)」を削る。

附 則

( 施行期日 )

1 この規則は、公布の日から施行する。

( 様式に関する経過措置 )

2 改正前の山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例施行規則により作成した用紙は、当分の間使用することができる。

## 告 示

### 山形県告示第81号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請があった。

なお、関係書類は、文化環境部循環型社会推進課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において平成19年 2月 28日まで縦覧に供する。

平成19年 1月30日

山形県知事 齋 藤 弘

1 申請者の住所、名称及び代表者の氏名

鶴岡市大西町25番48号

小野寺建設株式会社

代表取締役 小野寺佳克

2 一般廃棄物処理施設の設置の場所

鶴岡市西目字山田森 6 番 1 及び39番 1 並びに同市西目字荒倉口 1 番及び 2 番 2

3 一般廃棄物処理施設の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「施行令」という。）第 5 条第 1 項に規定するごみ処理施設

4 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類

ごみ及び施行令第 1 条第 2 号から第 8 号までに規定する特別管理一般廃棄物

5 申請年月日

平成19年 1月 9日

6 その他

この告示に係る一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、次の事項を記載した生活環境の保全上の見地からの意見書を縦覧期間満了の日の翌日から起算して 2 週間を経過する日までに知事に提出することができる。

( 1 ) 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び所在地並びに代表者の氏名）

( 2 ) 意見の対象となる一般廃棄物処理施設を特定するための事項

( 3 ) 生活環境の保全上の見地からの意見

### 山形県告示第82号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第 1 項の規定により、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があった。

なお、関係書類は、文化環境部循環型社会推進課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において平成19年 2月 28日まで縦覧に供する。

平成19年 1月30日

山形県知事 齋 藤 弘

1 申請者の住所、名称及び代表者の氏名

鶴岡市大西町25番48号

小野寺建設株式会社

代表取締役 小野寺佳克

2 産業廃棄物処理施設の設置の場所

鶴岡市西目字山田森 6 番 1 及び39番 1 並びに同市西目字荒倉口 1 番及び 2 番 2

3 産業廃棄物処理施設の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「施行令」という。)第7条第3号に規定する汚泥の焼却施設、同条第5号に規定する廃油の焼却施設、同条第8号に規定する廃プラスチック類の焼却施設及び同条第13号の2に規定する産業廃棄物の焼却施設

4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等、鋸さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん及び施行令第2条第13号に規定する廃棄物並びに施行令第2条の4第1号、第4号並びに第5号ワ及びビンに規定する特別管理産業廃棄物

5 申請年月日

平成19年 1月 9日

6 その他

この告示に係る産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、次の事項を記載した生活環境の保全上の見地からの意見書を縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出する者の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び所在地並びに代表者の氏名)
- (2) 意見の対象となる産業廃棄物処理施設を特定するための事項
- (3) 生活環境の保全上の見地からの意見

山形県告示第83号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の2の5第1項の規定により、次のとおり産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があった。

なお、関係書類は、文化環境部循環型社会推進課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において平成19年 2月 28日まで縦覧に供する。

平成19年 1月30日

山形県知事 齋 藤 弘

1 申請者の住所、名称及び代表者の氏名

鶴岡市大西町25番48号

小野寺建設株式会社

代表取締役 小野寺佳克

2 産業廃棄物処理施設の設置の場所

鶴岡市西目字山田森26番 1、29番 3、29番 6 及び38番 2

3 産業廃棄物処理施設の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第13号の2に規定する産業廃棄物の焼却施設

4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

木くず、紙くず及び繊維くず

5 申請年月日

平成19年 1月 9日

6 その他

この告示に係る産業廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、次の事項を記載した生活環境の保全上の見地からの意見書を縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出する者の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び所在地並びに代表者の氏名)
- (2) 意見の対象となる産業廃棄物処理施設を特定するための事項

## (3) 生活環境の保全上の見地からの意見

## 山形県告示第84号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

平成19年 1月30日

山形県知事 齋 藤 弘

| 名 称                   | 所 在 地         | 認 定 期 間                      |
|-----------------------|---------------|------------------------------|
| 国立大学法人<br>山形大学医学部附属病院 | 山形市飯田西二丁目2番2号 | 平成19年2月26日から<br>平成22年2月25日まで |

## 山形県告示第85号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営泉川地区土地改良事業に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成19年 1月30日

山形県知事 齋 藤 弘

1 縦覧に供する書類の名称  
換地計画書

2 縦覧に供する場所  
鮭川村役場

3 縦覧に供する期間  
平成19年 1月31日から同年 2月28日まで

4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）異議申立てについての決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

## 山形県告示第86号

河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項第3号の規定による区域を次のとおり指定する。

なお、関係図面は、土木部河川砂防課及び綱木川ダム建設事務所において縦覧に供する。

平成19年 1月30日

山形県知事 齋 藤 弘

| 水 系 名 | 河 川 名 | 指 定 区 域                                                         | 指 定 年 月 日   |
|-------|-------|-----------------------------------------------------------------|-------------|
| 最 上 川 | 綱 木 川 | 別紙図面に薄赤色で着色した部分に該当する土地の区域のうち河川法第6条第1項第1号及び第2号の区域以外の区域（別紙図面は、省略） | 平成19年 1月22日 |

## 山形県告示第87号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年 1月30日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年 8月告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第 5 中 「 " 東二丁目 2 番43号 」 を 「 " 東三丁目 2 番28号 」 に、 「 " 大町一丁目 4 番11号 」 を

「 " 本町二丁目 6 番37号 」 に、 「 " 駅前三丁目 1 番91号 」 を 「 " 東三丁目 2 番28号 」 に改める。

別表第 6 中

|        |                   |     |     |   |
|--------|-------------------|-----|-----|---|
| " 楯山支店 | " 大字風間1083番地の 5   | " " | " " | を |
| " 山寺支店 | " 大字山寺字地蔵堂184番の 1 | " " | " " |   |

「 " 楯山支店 " 大字風間1083番地の 5 " " " " 」 に、

「 " 宮川支店 " 相生字下御前殿1159番 5 " " " " " 山元支店 " 狸森504番地 " " " " " 中山支店 " 中山字明神町2743番地 " " " " 」 を

「 " 宮川支店 " 相生字下御前殿1159番 5 " " " " 」 に、

「 " 津山支所 " 大字山元171番地 " " " " " 田麦野支所 " 大字田麦野465番地の 3 " " " " 」 を

「 " 津山支所 " 大字山元171番地 " " " " 」 に、

「 " 高揃支所 " 大字高揃南1558番地の 1 " " " " " 高揃支所長岡出張所 " 大字高揃北2863番地の 2 " " " " 」 を

「 " 高揃支所 " 大字高揃南1558番地の 1 " " " " 」 に、

「 " 蔵増支所 " 大字蔵増621番地の 1 " " " " " 蔵増支所矢野目出張所 " 大字矢野目209番地 " " " " " 東出張所 " 大字東善寺426番地の 1 " " " " " 荒谷出張所 " 大字荒谷21番地の 7 " " " " 」 を

|   |                   |     |     |    |
|---|-------------------|-----|-----|----|
| " | " 大字蔵増621<br>蔵増支所 | " " | " " | に、 |
|   | 番地の1              |     |     |    |

|   |                    |     |     |   |
|---|--------------------|-----|-----|---|
| " | " " 堀内40番<br>堀内支店  | " " | " " | を |
|   | 地の2                |     |     |   |
| " | " " 長沢1851<br>長沢支店 | " " | " " |   |
|   | 番地の1               |     |     |   |
| " | " 最上町大字向<br>最上支店   | " " | " " |   |
|   | 町633番地             |     |     |   |
| " | " " 大字富沢<br>富沢支店   | " " | " " |   |
|   | 1356番地の1           |     |     |   |
| " | " " 大字志茂<br>大堀支店   | " " | " " |   |
|   | 311番地              |     |     |   |
| " | " " 大字月楯<br>月楯支店   | " " | " " |   |
|   | 317番地              |     |     |   |

|   |                  |     |     |    |
|---|------------------|-----|-----|----|
| " | " 最上町大字向<br>最上支店 | " " | " " | に、 |
|   | 町633番地           |     |     |    |

|   |                  |     |     |   |
|---|------------------|-----|-----|---|
| " | " " 大字古口<br>古口支店 | " " | " " | を |
|   | 254番地の1          |     |     |   |
| " | " " 大字角川<br>角川支店 | " " | " " |   |
|   | 478番地2号地         |     |     |   |

|   |                  |     |     |       |
|---|------------------|-----|-----|-------|
| " | " " 大字古口<br>古口支店 | " " | " " | に改める。 |
|   | 254番地の1          |     |     |       |

附 則

この規程は、平成19年2月26日から施行する。ただし、別表第5の改正規定（

|                  |
|------------------|
| " 大町一丁目<br>4番11号 |
|------------------|

を

「

|                  |
|------------------|
| " 本町二丁目<br>6番37号 |
|------------------|

に改める部分を除く。）は、同月19日から施行する。

## 企業局関係

### 規 程

山形県企業管理規程第2号

山形県企業局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年 1月30日

山形県企業管理者 本 間 正 巳

山形県企業局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程

山形県企業局自家用電気工作物保安規程（昭和48年11月県企業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「管理又は監督の」を「保安業務を管理し、又は監督する」に改める。

第7条第1項中「第72条」を「第43条第1項」に、「電気主任技術者」を「電気主任技術者及びダム水路主任技術者」に改める。

第8条に次の1号を加える。

(6) 電気工作物の使用前自主検査等（以下「法定事業者検査」という。）の指導及び監督を行うこと。



第9条中「代務者」を「代行者」に改める。

第14条第1項中「電気工作物」を「事業所長は、電気工作物」に改め、同条第2項中「保守工事」という。)を「補修工事」という。)の」に改める。

第15条第2項中「引取る」を「引渡しを受け使用する」に改める。

第16条に次の1項を加える。

2 主任技術者等は、巡視、点検又は測定の結果、法令に定める技術基準に適合しない箇所を発見したときは、臨機の措置をとり、常に技術基準に適合するように維持しなければならない。

第17条を次のように改める。

(法定事業者検査の体制)

第17条 法定事業者検査は、主任技術者の監督のもと、法令に基づき適切に実施するものとする。

第19条の見出しを「(運転又は操作等)」に改め、同条第1項中「しや断器」を「発電機、遮断器」に改め、同条第2項中「受電用しや断器の」を「発電機及び受電用遮断器の運転及び」に改める。

第20条第1項中「又は」を「発電機の異常においては電力系統からの解列、発電機の停止等適切な運転操作を行い又は」に改める。

第22条の次に次の2条を加える。

(発電所の長期運転停止)

第22条の2 事業所長は、発電所を長期間停止する場合は、設備の機能を損なうことのないよう、必要箇所へ防塵、防錆及び防湿対策のための適切な措置をとるとともに、設備の休止部分と運転部分とを明確にさせるものとする。

(運転の開始)

第22条の3 事業所長は、発電所を相当期間停止した後、運転を開始する場合は、所定の点検を行うほか、必要に応じて試運転等を行つて保安の確保に万全を期すものとする。

第23条第1項第4号を次のように改める。

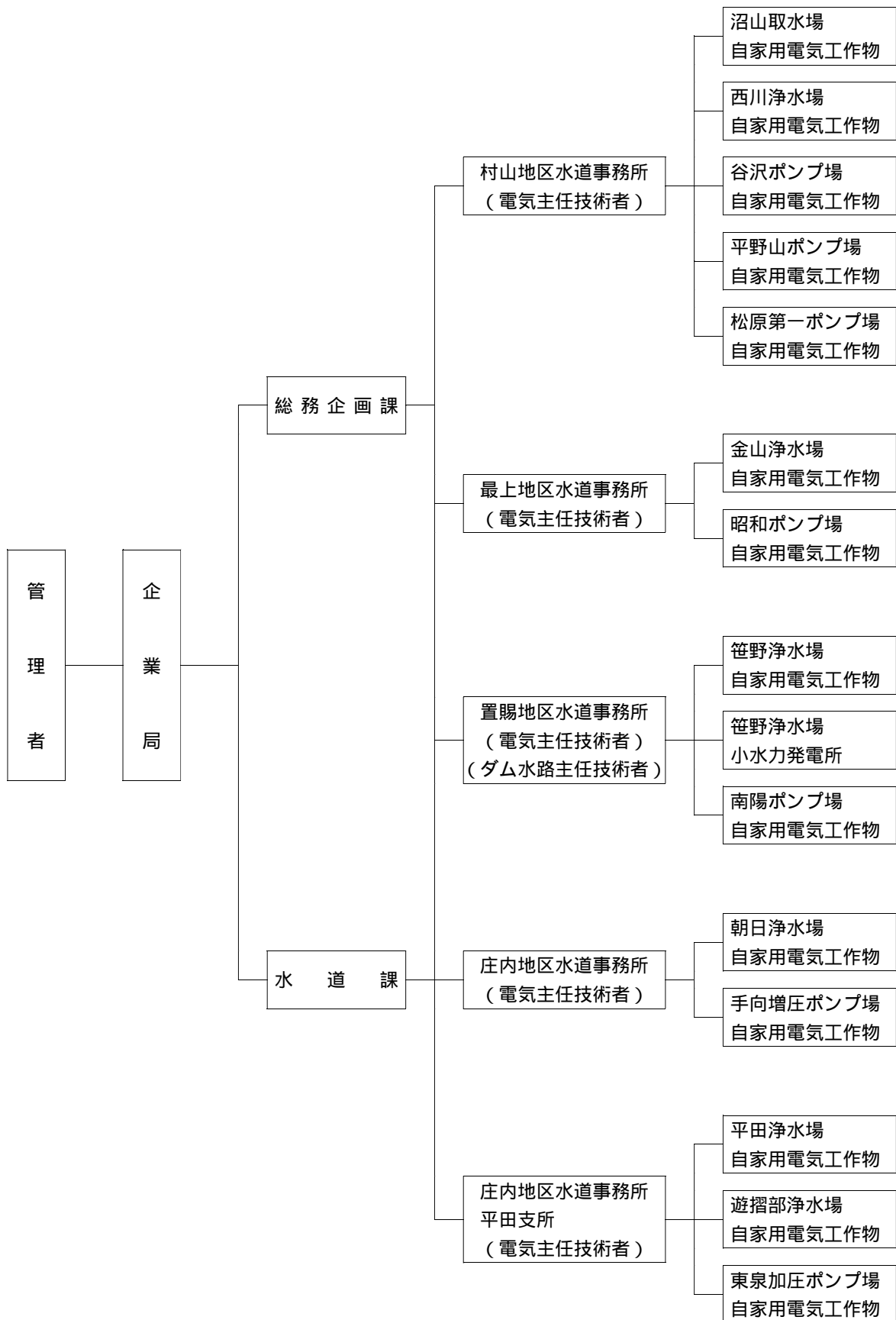
(4) 建設及び補修工事記録簿

第23条第2項中「保守」を「補修」に改める。

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第 2

指 揮 命 令 系 統 図



別表第3

巡視、点検及び測定の基準

| 対 象              |                                                      | 巡 視 点 検                 |                                  | 定 期 点 検   |           | 測 定 試 験   |                     |
|------------------|------------------------------------------------------|-------------------------|----------------------------------|-----------|-----------|-----------|---------------------|
|                  |                                                      | 周期                      | 点 検 事 項                          | 周期        | 点 検 事 項   | 周期        | 点 検 事 項             |
| 受<br>電<br>設<br>備 | 開閉器<br>断路器                                           | 1月                      | 異音、異臭、損傷、汚損<br>の状況               | 1年        | 外観点検、動作試験 | 1年        | 絶縁抵抗測定              |
|                  | 遮断器                                                  | 1月                      | 異音、異臭、損傷、汚損<br>の状況               | 1年        | 外観点検、動作試験 | 1年        | 絶縁抵抗測定              |
|                  |                                                      | 1月                      | 指示器、表示灯の状況                       | 12年       | 内部点検      | 12年       | 動作特性試験              |
|                  | 母線                                                   |                         |                                  | 1年        | 外観点検      | 1年        | 絶縁抵抗測定              |
|                  | 受電用変圧器                                               | 1月                      | 異音、異臭、損傷、汚<br>損、振動、温度の状況         | 1年        | 外観点検      | 1年        | 絶縁抵抗測定<br>1年 接地抵抗測定 |
|                  | 計器用変成器                                               | 1月                      | 異音、異臭、損傷、汚損<br>の状況               | 1年        | 外観点検      | 1年        | 絶縁抵抗測定              |
|                  |                                                      | 1月                      | ヒューズの異常                          |           |           | 1年        | 接地抵抗測定              |
|                  | 避雷器                                                  | 1月                      | 異音、異臭、損傷、汚損<br>の状況               | 1年        | 外観点検      | 1年        | 絶縁抵抗測定<br>1年 接地抵抗測定 |
|                  | 電力用コンデ<br>ンサー                                        | 1月                      | 異音、異臭、損傷、汚損<br>の状況               | 1年        | 外観点検      | 1年        | 絶縁抵抗測定              |
|                  | 配電盤                                                  | 1月                      | 異音、異臭、損傷、汚損<br>の状況               | 1年        | 外観点検      | 1年        | 絶縁抵抗測定              |
| 1月               |                                                      | 計器、表示灯、操作ス<br>イッチの状況    | 5年                               | 保護継電器動作試験 | 5年        | 保護継電器特性試験 |                     |
| 蓄電池              |                                                      | 1月                      | 異音、異臭、損傷、汚<br>損、液面液漏れの状況         | 6月        | 均等充電      | 1年        | 比重、液温、電圧の<br>測定     |
|                  |                                                      | 1月                      | 表示電池の電圧、比重<br>充電装置の状況            |           |           |           |                     |
| 配電設備（屋外電線路を含む）   | 開閉器類<br>断路器<br>遮断器<br>配電用変圧器<br>避雷器<br>電力用コンデ<br>ンサー | 1月                      | 受電設備用に同じ。                        | 1年        | 受電設備用に同じ。 |           | 受電設備用に同じ。           |
|                  | 電線及び支持<br>物                                          | 1月                      | 電線、電柱、装柱材な<br>どの損傷腐食及び基礎<br>の状況  |           |           | 1年        | 絶縁抵抗測定              |
|                  |                                                      | 1月                      | 電線の高さ、他の工作<br>物又は樹木との離隔距<br>離の状況 |           |           |           |                     |
|                  |                                                      | 1月                      | 標識、保護柵の状況                        |           |           |           |                     |
| ケーブル             | 1月                                                   | 異音、異臭、損傷、汚損<br>の状況      |                                  |           | 1年        | 絶縁抵抗測定    |                     |
|                  | 1月                                                   | ヘッド、接続箱、分岐<br>箱など接続部の状況 |                                  |           |           |           |                     |
|                  | 1月                                                   | 布設部の無断掘削                |                                  |           |           |           |                     |

|                             |               |                 |                        |           |                        |           |                        |
|-----------------------------|---------------|-----------------|------------------------|-----------|------------------------|-----------|------------------------|
|                             |               | 1月              | 標識、他の工作物との<br>離隔距離     |           |                        |           |                        |
| 負<br>荷<br>設<br>備            | 電動機<br>その他回転機 | 1月              | 異音、異臭、損傷、汚<br>損、給油の状況  | 1年        | 外観点検                   | 1年        | 絶縁抵抗測定                 |
|                             |               | 1月              | 整流子、刷子、集電環<br>の状態      | 6年        | 軸受の状況                  | 1年        | 接地抵抗測定                 |
|                             | 照明設備          | 1月              | 異音、異臭、損傷、汚<br>損、不点灯の状況 |           |                        | 1年        | 絶縁抵抗測定                 |
|                             | 配線            | 1月              | 開閉器の状況                 |           |                        | 1年        | 絶縁抵抗測定                 |
| 予<br>備<br>発<br>電<br>設<br>備  | タービン          | 1月              | 試運転                    | 1年        | 外観点検                   |           |                        |
|                             |               | 1月              | 異音、異臭、損傷、汚<br>損、給油の状況  | 6年        | カップリング、軸受<br>の状況       |           |                        |
|                             | 発電機           | 1月              | 負荷設備の電動機その<br>他回転機に同じ。 | 1年        | 負荷設備の電動機そ<br>の他回転機に同じ。 | 1年        | 負荷設備の電動機そ<br>の他回転機に同   |
|                             |               |                 |                        | 6年        | 負荷設備の電動機そ<br>の他回転機に同じ。 |           |                        |
|                             | 配電盤           | 1月              | 受電設備用に同じ。              | 1年        | 受電設備用に同じ。              | 1年        | 受電設備用に同じ。              |
|                             |               |                 | 5年                     | 受電設備用に同じ。 | 5年                     | 受電設備用に同じ。 |                        |
| 蓄電池                         | 1月            | 受電設備用に同じ。       | 6月                     | 受電設備用に同じ。 | 1年                     | 受電設備用に同じ。 |                        |
| その<br>他<br>附<br>属<br>設<br>備 | 1月            | 燃料移送ポンプの試運<br>転 | 1年                     | 外観点検      |                        |           |                        |
|                             |               | 1月              | 異音、異臭、損傷、汚<br>損、燃料の状況  |           |                        |           |                        |
| 水<br>力<br>発<br>電<br>設<br>備  | 水路工作物         | 1月              | 異音、異臭、損傷、汚<br>損の状況     | 1年        | 外観点検                   |           |                        |
|                             | 水車ランナー        | 1月              | 異音、異臭、損傷、汚<br>損の状況     | 1年        | 外観点検                   |           |                        |
|                             | 発電機           | 1月              | 負荷設備の電動機その<br>他回転機に同じ。 | 1年        | 負荷設備の電動機そ<br>の他回転機に同じ。 | 1年        | 負荷設備の電動機そ<br>の他回転機に同じ。 |
|                             |               |                 |                        | 6年        | 負荷設備の電動機そ<br>の他回転機に同じ。 |           |                        |
|                             | 配電盤           | 1月              | 受電設備用に同じ。              | 1年        | 受電設備用に同じ。              | 1年        | 受電設備用に同じ。              |
|                             |               |                 | 5年                     | 受電設備用に同じ。 | 5年                     | 受電設備用に同じ。 |                        |
| 蓄電池                         | 1月            | 受電設備用に同じ。       | 6月                     | 受電設備用に同じ。 | 1年                     | 受電設備用に同じ。 |                        |

注 1 点検周期は標準を示すもので、機器の仕様、環境、稼働状況及び重要度を勘案して短縮し、又は延長できるものとする。

2 「巡視点検」とは、機器を停止することなく、主として人間の諸感覚及び設備の附属計器により設備状態の概況を把握することをいう。

3 「定期点検」とは、巡視点検では点検し得ない内部点検等を行って設備の機能及び状況を把握し、併せて機器の修理等を行う点検をいう。

4 「測定試験」とは、機器の性能の変化又は劣化の調査を目的とする諸試験をいう。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成19年 1月30日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成19年 1月16日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人 杏の家
  - (2) 代表者の氏名  
齋藤 弘子
  - (3) 主たる事務所の所在地  
米沢市諸仏町4851番地
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は知的障害又精神的障害及び身体的な障害を患い回復途上にありあがら、社会適応力などがまだ充分でない障害者に対して、作業所等において、社会生活及び企業就労などの能力を身につけるための指導訓練に関する事業を行い、社会福祉の向上に寄与することを目的とする。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、光ケーブル等撤去業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年 1月30日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 入札の場所及び日時
  - (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁2階 入札室
  - (2) 日 時 平成19年2月14日（水）午前10時
- 2 入札に付する事項
  - (1) 調達をする役務の名称及び数量 光ケーブル等撤去業務 一式
  - (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 契約期間 契約締結日から平成19年3月9日まで
  - (4) 履行場所 入札説明書による。
  - (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格  
次に掲げる要件をすべて満たす者であること。
  - (1) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
  - (2) 2の(1)の役務に関し、遂行可能な体制が十分に整備されており、当該役務を確実に提供できることを証明できること。
  - (3) 2の(1)の役務と同種の役務について、国の機関又は地方公共団体と複数回契約し、これらをすべて履行した実績があることを証明できること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県総務部改革推進室情報企画課情報企画班  
電話番号 023(630)2094
- 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。
- 7 落札者の決定の方法  
山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を平成19年2月6日（火）午後3時までに提出すること。この場合において、申請書等を提出した者は、入札日の前日までに当該申請書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
    - イ 山形県財務規則第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては同条第1項に規定する競争入札参加資格審査申請書、同名簿に現に登載されている者にあつては競争入札参加資格確認申請書
    - ロ 3の(2)及び(3)に係る証明書その他必要な書類
  - (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。
  - (3) この入札及び契約は、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。
  - (4) 詳細については入札説明書による。

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第5条第1項の規定により耐震改修促進計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成19年 1月30日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 計画の名称  
山形県建築物耐震改修促進計画
- 2 縦覧の場所  
土木部建築住宅課及び各総合支庁建設部

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される平成19年度における山形県の物品等（工事材料を除く。）及び特定役務（建設工事、設計、測量、調査及びコンサルタントを除く。）の調達契約（以下「特定調達契約」という。）に係る競争入札の参加者の資格等は、次のとおりである。

なお、既に山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第6項の規定による審査（以下「資格審査」という。）を受け、有効期間が平成21年3月31日までの競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者は、この公告による申請は要しないものとする。

平成19年 1月30日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 調達する物品等及び特定役務の種類
  - (1) 物品等の種類  
貴金属・時計類、工芸品類、看板・旗類、写真類、印章類、楽器・書籍類、スポーツ用品類、木工品・家具類、繊維・皮革製品類、文具・事務調度品類、事務機器類、情報機器類、通信機器類、電機・音響機器類、薬品・塗料類、医療機器類、計測・理化学機器類、産業機器類、農業・土木建設機械類、消防防災機器類、厨房・環境衛生機器類、雑貨・日用品類、自動車類、自動車付属品・自転車類、印刷類、地図・青写真・複写類、燃料類、道路標識・安全保安用品類、船舶・航空機類、古物・不用品買受類、その他
  - (2) 特定役務の種類  
自動車の保守及び修理のサービス、自動二輪車及び雪上車の保守及び修理のサービス、陸上運送サービス、乗組員付き船舶の賃貸サービス、航空輸送サービス、貨物運送取扱いサービス、宅配サービス、電気通信サー

ビス、コンピュータ関連サービス、市場調査及び世論調査のサービス、広告サービス、装甲車による運送サービス、建築物の清掃サービス、出版及び印刷のサービス、金属製品、機械及び機器の修理のサービス、汚水及び廃棄物の処理、衛生その他の環境保護のサービス

## 2 競争入札参加者の資格

1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいる者その他これに準ずる者として知事が認める者であること。

## 3 競争入札参加資格審査申請書の提出の時期

規則第125条第1項に規定する競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)は特定調達契約の締結が見込まれる場合において随時に提出することができる。

## 4 申請の方法

### (1) 申請書用紙等の入手方法

申請書の用紙等は、契約担当課において競争入札の参加資格を得ようとする者に交付する。

また、山形県のホームページ(<http://www.pref.yamagata.jp/>)からもダウンロードできる。

### (2) 申請書の提出方法

競争入札の参加資格を得ようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添付して契約担当者に提出すること。

イ 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては身分証明書

ロ 印鑑証明書

ハ 納税証明書(県内に事業所を有する法人にあつては法人県民税及び法人事業税並びに法人税、消費税及び地方消費税に係る納税証明書、県内に事業所を有しない法人にあつては法人税、消費税及び地方消費税に係る納税証明書、県内に事業所を有する個人にあつては個人事業税並びに申告所得税、消費税及び地方消費税に係る納税証明書、県内に事業所を有しない個人にあつては申告所得税、消費税及び地方消費税に係る納税証明書)

ニ 使用印鑑届兼委任状(使用印鑑を設定する場合又は競争入札の参加及び契約等の権限を営業所等に委任する場合に限る。)

ホ 取扱いメーカー一覧表

ヘ 代理店・特約店証明書

ト 印刷機材等設備明細書(印刷物に係る競争入札の参加資格を得ようとする者に限る。)

チ 契約履行実績一覧表

リ 営業許可・認可証等の写し

ヌ 貸借対照表及び損益計算書又はこれに準ずる書類(以下「財務諸表」という。)

ル 社会保険・労働保険加入状況一覧表

### (3) 申請書等の作成に用いる言語

申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。

なお、その他の書類で外国語で記載されたものについては、日本語の訳文を付し、又は添付すること。

## 5 資格審査及び結果の通知

(1) 資格審査は、4により提出された書類により行い、当該書類を提出した者について資格を有すると認めるときは、資格者名簿に登載する。

(2) 資格審査の結果については、当該申請書を提出した者に通知する。

## 6 資格の有効期間及び更新手続

### (1) 競争入札参加資格の有効期間

資格者名簿に登載された日から平成21年3月31日までとする。

### (2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新については、規則第125条第1項及び第5項の規定により必要に応じて申請書を提出すること。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成19年1月30日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 落札に係る物品等及び特定役務の名称及び数量  
交通管制システム ( 交通情報系中央装置 ) の賃貸及び保守サービス 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県警察本部交通部交通規制課 山形市松波二丁目 8 番 1 号 電話番号023(626)0110
- 3 落札者を決定した日 平成18年12月25日
- 4 落札者の名称及び所在地  
住信・松下フィナンシャルサービス株式会社北日本支店山形営業所 山形市平清水一丁目 1 番75号
- 5 落札金額 1,094,100円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則 ( 平成 7 年12月県規則第95号 ) 第 3 条の公告を行った日 平成18年11月14日

| 発行年月日      | 県 公 報<br>番 号 | ページ  | 正 誤   |         |          |
|------------|--------------|------|-------|---------|----------|
|            |              |      | 行     | 誤       |          |
| 平成18.12.12 | 第1800号       | 1529 | 24    | 上ノ田2754 | 上ノ田2754番 |
| 同          | 同            | 同    | 下から10 | 上ノ田2754 | 上ノ田2754番 |
| 同          | 同            | 1558 | 23    | 大芦沢字ヲミ  | 大字芦沢字ヲミ  |
| 同          | 同            | 同    | 下から12 | 大芦沢字ヲミ  | 大字芦沢字ヲミ  |